

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

令和3年度（2021年度）事業計画

以下の基本方針に基づき事業を行う。

1. 基本方針

- (1) 今年度より四年制大学から順次社会福祉士及び精神保健福祉士養成にかかる新たなカリキュラムが施行されることから、円滑に新カリキュラムに移行できるよう養成校に対する情報提供及び研修等を実施して養成校における教育の充実を図るとともに、養成校教員及び現任有資格者が知識をアップデートするための学習機会を提供する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が拡大している状況に鑑み、養成教育への影響が最小限となるよう必要な対応を講ずるとともに、養成教育におけるICTの利活用についての調査研究を行う。
- (3) 会員校卒業者の福祉関係職種への就業促進と実習施設の安定的な確保を図るため、事業者団体及び専門職団体等と連携・協働して活動する。
- (4) 社会福祉士・精神保健福祉士及びソーシャルワーク専門職に関する広報・啓発活動を強化する。
- (5) 災害時における支援活動の体制を強化するとともに、養成教育における災害支援に関する内容の教育を強化するために必要な対応を検討する。
- (6) ソーシャルワーク専門職の養成にかかる国際動向を情報収集・発信するとともに、国際学術交流と連携の促進を図る。
- (7) 子ども家庭福祉に関する資格創設の動向に鑑み、児童虐待等子ども家庭福祉に関する教育内容強化に向けた検討を行う。
- (8) 大学院を活用した専門職の育成のあり方について検討する。
- (9) その他、上記の基本方針を達成するために必要な活動を推進する。

2. 法人運営

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) ブロック運営委員長会議の開催
- (4) 業務執行理事会・事務局会議
- (5) 災害対応部会

3. 事業

社会福祉士及び精神保健福祉士養成にかかる新たなカリキュラムへの移行を円滑に進めるための事業を重点的に行うとともに、必要に応じ競争的資金（補助金、各種助成金等）を獲得しつつ、以下の活動を実施する。

(1) ソーシャルワーク教育の水準向上等に関する事業

- ① 実習演習担当教員講習会を実施する。
- ② 新たなカリキュラムに移行するための研修教材を開発し、社会福祉士・精神保健福祉士指定科目教員への研修を実施する。
- ③ 養成教育におけるICTの利活用についてのガイドラインための調査研究を行う。
- ④ 養成校教員、現任者、学生等への研修を、関係団体と連携・協働して実施する。
- ⑤ 第50回全国社会福祉教育セミナー2021（第50回記念大会）を実施する（11月27日～28日：東京都立大学を予定）。
- ⑥ 社会福祉法人等事業者や職能団体等との連携を強化し実習教育を行うための体制作りをブロック単位で行う。
- ⑦ 「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」を再編し、新たに「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程認定事業（仮称）」を創設するための検討を行う。
- ⑧ 認定社会福祉士制度における大学院の活用を促進する。
- ⑨ 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成にかかる実習施設・実習指導者に関する情報を会員へ提供する。
- ⑩ 養成教育を充実のための図書の企画・編集・監修等を行う
- ⑪ その他ソーシャルワーク教育の水準向上等に必要なる事業を展開する。

(2) 国家試験合格支援に関する事業

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験及び受験対策講座を実施する。
- ② 国家試験受験者向け参考図書（問題集等）を出版する。
- ③ 社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験を受験する既卒者に対する合格に向けた対策を強化する。
- ④ その他、国家試験合格支援等に必要なる事業を実施する。

(3) 現任者、事業者及び高大連携等に関する事業

- ① 現任者が新たなカリキュラムの知識にアップデートできるよう、本連盟が出版するテキストを活用した学習の機会を提供する。
- ② 学生の将来のキャリアアップや職域の拡大・確保、待遇改善にむけた活動を行う。
- ③ 全国福祉高等学校長会との交流を行う。
- ④ その他、卒後教育・高大連携に必要な事業を実施する。

(4) 災害や感染症への対応力強化に関する事業

- ① 新たなカリキュラムに災害福祉支援の内容が含まれたことから、養成教育において災害に関する内容が適切に教育されるよう研修教材を作成し、研修を実施する。
- ② 災害福祉支援活動を行う団体等で構成する災害福祉支援連絡協議会（災福協）立ち

上げに向けた活動を実施する。

- ③ 災害発生時に会員校間が連携した活動が行えるよう、災害時に対応できる体制を強化し、会員校による災害福祉支援活動を推進する。
- ④ 災害福祉支援活動基礎研修を実施する。
- ⑤ その他災害福祉支援の推進に必要な事業を行う。

(5) 広報、啓発、ソーシャルアクション、情報提供等に関する事業

- ① 福祉に関する専門職団体、全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会等の事業者団体、ソーシャルケアサービス研究協議会その他の関係団体と連携・協働し、福祉人材への理解の促進と、福祉分野への就労促進、任用、配置、待遇に関する諸活動を行うとともに、地域レベルにおいて活動が展開できるよう、組織体制を強化する。
- ② 福祉系大学経営者協議会と連携し、ソーシャルワーク教育に関する啓発活動を協働して行うとともに、新たなカリキュラムの施行に向け、教育内容の充実強化と入学者の確保に向けた取組を推進する。
- ③ ソーシャルケアサービス研究協議会の活動に参画し、福祉専門職議員連盟への働きかけ等ロビー活動を含む諸活動を行う。
- ④ 中央省庁（厚生労働省、法務省、文部科学省、内閣府等）への働きかけを行うとともに、関連企画に参画する。
- ⑤ その他ソーシャルワークの普及・啓発に必要な広報活動を行う。

(6) 国際関係活動

- ① IASSW 及び APASWE と連携し、国際機関への貢献と国際動向に関する情報収集・発信及び国内への普及を行う。
- ② その他本連盟の目的に基づき国際関係に関する必要な事業を実施する。

(7) その他

- ① 今年度卒業する会員校学生への成績優秀者表彰を実施する。
- ② 日本地域福祉学会事務局業務を受託する。
- ③ その他本連盟の目的を達するに必要な事業を実施する。

4. 事業実施体制

業務執行理事会において上記事業実施するための体制を決定する。

以上